武家名目抄 職名部 廿一 冊八 冊九

同 廿二

和書門 類
一六四二五 號
二三〇 函
二七 冊

内閣文庫
和書 類
一六四二五 號
二七 冊
一五三函
一六架

内閣文庫		
番號	和	16425
冊數	27 (17)	
函號	153	277

国立公文書館
National Archives of Japan

温故堂文庫

御弓始奉行
捥椀飯奉行
御憑奉行 又称御憑右筆
唐物奉行
旬御鞠奉行

御的奉行
御憑惣奉行 又称八朔奉行
御憑使
貢馬奉行
相撲奉行

書籍館印
日本政府圖書
淺草文庫

武家名目抄第卅八冊

職名部卅一

御弓始奉行

吾妻鏡云建仁三年十月九日甲辰及晩有御弓始北條五郎為奉行圖書允清定注矢負和田左衛門尉義盛献的云々

又云承元三年正月六日庚子有御的始左衛門尉義盛奉行之

又云寛喜元年正月十五日御弓始伊賀四郎左衛門尉奉行之 按伊賀四郎左衛門尉光宗侍所所司なり

又云暦仁元年正月廿日丁卯御弓始也今年依可為御物忌不可有此儀之由窮冬雖被定故被遂之射手事昨夕俄於御前被仰合于如始義村為催促被下日記於陸奥太郎云々 按陸奥太郎ハ小侍所別當北條実時なり後掃部助越後守ニ任ス

又云寶治二年後十二月廿日癸亥明春正月御弓始事為試其堪否陸奥掃部助今日被催射手等云々

又云建長三年正月八日己巳由比濱御弓始被撰射手陸奥掃部助監臨之四年十一月十八日戊戌來廿一日於新造御所依可有御的始今日被催其射手陸奥掃部助實時奉行之

又云康元元年十二月十三日庚午明春正

月御的始射手等被差定之被下御教書越
後守奉行之
又云弘長元年正月十四日丙子御的始射
手十人二五度射之今日越後守不出仕相
摸太郎殿一所奉行之給云々十一月十
日癸酉明年御的始射手事被差定之相摸
太郎殿越後守等被下奉書

又云弘長元年正月九日辛未於前濱有御的始射手之試相撲太郎殿令監臨給工藤三郎左(右)衛門尉光泰候御供奉行之越後守實時故障子息四郎主相具平岡左衛門尉實俊行向同奉行云々射手十二人一五度射之

又云文永二年十二月十八日壬午今日於小侍所明年正月御的始射手以下事等有其沙汰射手有故障等不可有免許由及群儀云々

按以上十九條は鎌倉將軍家の事なり

御的日記云建武二年正月七日左馬頭殿御鎌倉之時御的小侍所澁河殿同(貞和元)四年正月十五日土御門東洞院御所小侍所大高与州貞和二年正月九日小侍所師直子越後大夫将監師秀同五年八月十二日新造御所小侍所上杉左馬助文和二年正月廿

四日大御所御在鎌倉之時御的執事仁木左
京大夫小侍所吉良左馬助同五年二月十
三日小侍所細川兵部少輔顕氏貞治二年
正月十四日六角御所執事越前治部大輔
小侍所民部少輔應安五年正月廿八日小
侍所山名彈正少弼永和二年二月廿一日
小侍所今川上總介同三年二月卅日小侍
所同前同四年正月廿三日小侍所山名彈
正少弼永享二年正月十七日執事右兵衛
尉義淳小侍所畠山左馬助同十三年（嘉吉元）正月
十七日小侍所山名右衛門佐持豊文安六（寶徳元）
年正月十七日小侍所山名彈正少弼前豊
寶徳二年正月十七日執事畠山左衛門督
徳本小侍所畠山左衛門佐義胤康正三年（長禄元）
正月十七日小侍所細川民部少輔教春 按此一條々室町将軍家の事也

按御弓始ハ鎌倉右大将殿（家）の時より代々の
将軍家年毎に行ふところの規式なりしを
小侍所の所司たる者弓始の事をとりおこなへる
事なりき されハ幕府祗候の諸将ハ小侍所
の指揮する所なり是ハ侍所当直等も悉く此
つかさとりける事なりし又弓始の時にハ其事
ハ掌る筆役撰定して従事せしむる
さしたる之（なり）但兼久より以前にてハ侍所の管

所司たる者此事をも沙汰せしかと承久の初め
の事より小侍所をも兼ねく諸侍のことを退きてハ悉く
彼所にてつかさとりしより侍所当直ハ中より
弓始の行事へともなくて小侍所のつかさとる
ところとなれる是（なり）この式のみにハあらて
笠懸犬追物等の事をも皆此司にて沙汰せし
なり 吾妻鏡にも建久五年十一月廿一日建暦元年
四月十六日和田義盛小笠懸をまうしき
ことみえ又宝治元年二月廿三日寛元四年十月十
九日北條実時犬追物をまうしゝことあり義

盛なる侍所にありし時は小侍所ありてこれを
とりおこなひけるとなんいひつたへしとそいへし
足利殿〈殿〉の時よりいつしくとなりしにや小
小侍所の所司あるよの御弓始まりていとう
出頭なりしを応仁の乱より後すたれて式
とかくたえうせなりしく御弓始まりとは名
さへ知る人もなかりけるにや也〈末〉

御的奉行

吾妻鏡云建仁三年十月九日甲辰及二晩有二

御弓始北條五郎為奉行〈圖書允清定注二矢一〉
貞和田左衛門尉義盛献二的一云々 按矢貞と注せるは的
まりの職あり此一條ハ鎌倉将軍家のまり也
齋藤親基記云寛正七年正月十七日御的奉行
貞有〈元連〉一番小笠原刑部大輔荒尾治部少
輔 下二番姓名略之 及二厚蒼御太刀と上也
又云文正二年正月十七日御弓場始ユタラウ
小笠原刑部大輔奉行飯尾〈貞有〉大飯和〈元連〉

蜷川親元記云文明十三年正月十七日壬辰
御的大將麻様ニ御成御門役以下的奉行
松寺松對被仰出之当殿下勤仕之
殿中年中次記云正月十七日御的始在之仍
御太刀金糸公家衆之大名外様衆之御借屋
中次南書院ニ的奉行等進上之
長禄以来年中次記云正月十七日御的始射来
日記ニハ弓場始と書之射手乃屋六人之衣之弓

也名字者様ハうさこ打水干くきとらし候也但
是ハ乱前之事也之仁乱後ハうらうちかり
庚之勤之御的奉行衆人是等もうしわすまて
同公也
年中定例記云正月十七日御弓始射手六人
之内公方様御見物弓場ニ大名外様衆御借屋
中次御的奉行唐上ニて衣被御ふくこはたへ白き
大かたひらとちやくしてあり人々常服のあり

はつまゝ中ゝ人たち的まつり折紙ニ矢数候
得申候
依竹宗三聞書云諸家的のあそひ於将軍家にも
中むかしよりこのかた定事なし荒廃するによりて
てある御的まつり書きおく当座にて定事
もなし又年頭始より定事とあり弓矢
扉の事ハ前より定 按此上古陰之京都将軍家の的まつり也
鎌倉年中行事云正月十七日御的アリ公
方様御覧セラル、大御所様御臺様御袋
様上﨟以下御女房達ニテモ御見物アリ管
領御評定所ヨリ見被申諸奉公中ハ御中
門ノ御縁ニ祗候也矢数記録ノ右筆ハ
白洲ニ致祗候人数并中外ヲ見テ記之上
代ハ五番五度弓ニテ射手十人近代ハ三
番三度弓ニテハ六人也 按此一條ハ鎌倉公方家乃的まつりなるへし
按此的まつりハあへての的まつり人

夜うちを禁しらしむ事始の矢負てと沙[redacted]汰
つらきことゝも鎌倉殿の時よりこそ職掌ハあり
古相と二人まて定まりしか的奉行といふ名の
いてきしハ室町殿の時よりこそとこそハ小侍
所の所司[redacted]御弓始奉行とも名付られて役の人数を撰定しきたる
此奉行を的まきと称すまし也是応仁より古称と
なる小侍所を定されたるしかハ当季の事ハ総
あらためて的奉行〇沙汰をうくる事なり変

以ふ関東の足利家も大かたハこれ准據ありし世
あらましなるへし

埦（垸）
飯奉行

吾妻鏡云建保元年十二月廿一日辛未明
春正月埦（垸）飯事殊可令結構之旨被仰付雖
掌等近年度々雖有麁品之咎（咎）猶無刷之分
仍別及此沙汰行光奉行之 按此一條ハ鎌倉将軍家の奉行也
齋藤親基記云寛正六年十二月廿日飯尾

大之程一方内請取請色仍請取方埦飯方
一方ニ表則請取方ヨリ給ニ候負有ル太刀自ニ
請来人ニ埦飯方ヨリ給ニ候元連同前
又云文正元年正月一日埦飯沙汰 政長 奉行
ミ大貞有元連二日左波三日六角 掛川之二條 ハ京都将
軍家の事也
鎌倉年中行事云正月朔日埦飯ハ管領ヨ
リ参埦飯奉行直垂ニテ出仕是ハ右筆勤

之管領代官ト両人御中門ニ令伺公公方
様出御御酒式三献御酒ヲ申時御一家ノ人
銀劔持参管領御代官手ヨリ直ニ被受取
也其後弓征矢ヲ役人持参其次ニ沓行縢
ヲ役人持参イタシ罷出云々二日埦飯相
州守護ヨリ一年房州之守護ヨリ一年隔
年参埦飯奉行如朔夜参銀劔弓征矢ヲハ
二日同三日夜ハ埦飯奉行代官ノ手ヨリ

受取テ役人ヘ渡也沓行騰ヲハ代官ノ手
ヨリ直受取テ持参アル也御劔弓征矢自
代官手役人直受取事ハ管領職ニ限也其
外ハ皆ミ先椀飯奉行受取テ可渡役人七
日御椀飯ハ自政所参仍銀劔計参テ御弓
征矢沓行騰御馬等ハ不参十五日御椀飯
自上總一年自下總一年参然間千葉介方
進上椀飯奉行千葉介方代官参銀劔弓征

矢沓行騰御馬二匹前如記進上之 按此一條ハ鎌倉公方家の事にかなり

按椀飯を献ずる事ハ正月元三及七日十
五日まで五ケ日ゟ行ふ事ハ舊式にして
恒例乃大役なり鎌倉殿の時ハ北條氏なら
びに千葉三浦小山宇都宮なとの名家乃
輩沙汰し献ぜしなりと椀飯と云る人
を饗するの名目にて酒盃をつけし飯を椀飯

と云ハたのミの辞なりされハ規式の儀を献
することはいふに及ハれるなり其式ハ椀飯并
献上のこまかなる品物と称して刀剣弓
箭馬具等を献備するなりひとへに一門子弟并
類その役に従ふものとす足利殿の世に至りてハ
三管領四職の輩各定日ありて是を献上す
その后にはまてハ此まて沙汰するもの多かる
へされハ奉行人の内より椀飯奉行を定めて沙汰するなり椀

せしむ事とあり(免らるしなり)但鎌倉殿乃時にハ(この)其名
目さゝえされしと奉行人乃内よりこの事を沙汰する職掌な
あらさりしなるへし関東の足利家にハなをしく京都に准擬
する事よ(まて)椀飯奉行ととなへしなり

御憑奉行又称八朔奉行

御憑奉行又称御憑右筆

御憑使

唐物奉行

伊勢家記云應永卄九年八月一日公家門跡武家御憑進上御臺御方大舘駿河入道奉行執筆濱名兵庫助也兩人南向方ヲ兼卅一年七月卄九日御臺御憑大舘駿河入道備前入道禪慶 初日記付二貞宣一○按公方の奉行執筆いとも伊勢家乃世職なるか故に御臺の奉行執筆とのミ跋文ニ記せしなり

建内記云正長二年七月卄九日東院僧正光曉為二八朔礼物一奈良紙百束進レ之付送間就二御憑奉行一付二伊勢七郎右衛門尉一畢父因幡入道奉行之故也

蜷川親元記云文明十五年七月廿日辛亥八朔上様御方御憑奉行大舘治部少輔殿執筆毛利次郎殿攝〔拼〕和龍前守殿御使伊勢掃部助殿堤治〔治〕三河守殿此五人可二觸申一之〔今泉〕小白河より返遣し八月朔日辛酉八朔御奉行東山殿御奉行伊勢守殿執筆 伊勢因幡守殿下東殿 御使 伊勢上野介殿同与一殿

御承之由御方御奉行之庫助殿右筆　伊勢又七殿星野殿
御使　伊勢肥前殿同次郎左衛門殿
拾芥記云永正十四年八月一日甲辰公武
御憑銀劔進上之武家御頼奉行伊勢右京
亮也御返并被下之
宗又大双（雙）紙云公方様御憑之事御奉行伊勢守
御たのみは公方右筆伊勢七郎左衛門貞遠とて右筆
下條殿御たのみ惣奉行　小事　庶務見　千阿弥同阿弥

次乃御たのみせしへ人　吉阿弥調阿弥台阿弥夏（安）阿弥快阿弥鉄
阿弥蔵阿弥御承仕たるみ（並見）御承仕衆御返し御使
者人次郎左衛門（伊勢）伊勢又七郎東山殿御役人の後ゟ
右筆（伊勢）又七方御たのみは次郎左衛門（伊勢）とてのこらず（左如し）沢存と
もつかりは清晃様の内方妙吉院殿御たのみは方太筆
伊勢因幡守殿との右筆星野宮内少輔殿ちらくハ
御たのみは大館与州（中略）公方様より諸家
への御返し同録御茶御返しと書て御たのみ

の色を可書御遣しの御使の御礼ニ必武家方ハ
御祭りいあし人ハ御さのむハ二日祭にて候七月晦日
也八月朔日ハ祭らく候又八月ニ而又御遣しの
御読経祈りを又をとしてなくち勤るの分
たりまいり候

年中定例記云八月朔日御憑　禁裏様へ御太刀
上　目録太刀大高檀紙一枚伊勢守調之　御使伝奏御遣まゐる御使
同前摂家門跡公家大名相給御供衆申次衆

路人まいりまゐらせて候をきと　中略　御遣しの事ハ
御たうらひの方とも中ふく御遣しも候まい候大方
乃職人中は一定の代として三百文二百文など
人によりて候ふ御医師賀茂氏なとまへいかほど
合なしもへて似合の御相おい御たのむ無事也
伊勢守　古より此外　右筆御たうらひ方ハ代々同前伊
勢守方に仕候右筆ハさゐまいらせ候を年ハ下総
守仕候つる御たうらひとも御遣の事と記調候二冊

おきらひを公方様にも御覧なされ候て先へと御かへり
らひ候　此荒般若なり御覧候しの同朋元
まハ手足清ら之（なり）三日御遷今日にてはしく御返まて
みくに被仰候て　右京兆へ御使人同朋
御ちかひこそ園まいく猿ニ先人伊勢別へ一の被申状
二色三色海へつくまいらせ候
御成記云　公方様　御遷申本伊勢守貞宗同
貞親勧進　七月十七八日に同　伊勢守宿所にて

ニ御同前奉行　伊勢守太郎　伊勢周防守　伊勢
右京兆御使伊勢与一　伊勢六郎左衛門　此役人又同朋元を混
にて是ニ御同前也役者ある也　木阿弥　古阿弥　季阿弥（直阿弥）　寿阿弥　阿弥
春阿弥
澤巽阿弥書立云　八朔方事　一　御太刀一振　宗
御香合　一　御盆一枚　御同様御自筆　御香合　一　御
盆　十千丈かく仕合せしむ也　横川掃部助宗
具房被調　一　枚厳中御献料　下行之　伊

憑ゝの亢へ御振廻之也　一觴干し数廿盃斗
鮑三百本八朔方より縫法へ渡一清酒本入
次第八朔方より出御屋形八朔ニ作蜷川苑
人陸忠横河掃部助宗與右筆横山雅楽助陸前
方諸下行役者林次郎左衛門中村之郎左衛門尉
自河ニ按屋形とは之ふ八富須細川家のことなり
按八朔ニ物を贈ることハ古き世よりの風俗
なれしく源實朝の時ハ太士の日御家人より物を献

せらるる式ありしとなり　吾妻鏡宝治元年の所にみえたり
まつる様頃の式なとやう乃大儀にハあらさりしを
等持院殿の時よりはきしくなる式のやうにて
なりしことにて鹿苑院殿の世にいたりて
七月晦より八月朔日に同しくわたりて二ケ日の賀
物を献上すへきよし定められてよりいよいよ
大儀となれり　満済准后記正長元年の所にみえたり　按禁裏よりも
武家へ賜はるを武家よりも亦禁裏へたてま

はた大名諸家ハもとらなり公家補任等
まりと幕府へ執し沽そのほしあへと務ハ
ふ事なりきまゝつきて沒ましく邊まて
所役と禁多あるとハ政所執事伊勢守の家
かく代々これを支まりぬとう是務まて伊勢一
家の筆頭及び使をつとむる事しかなりて
右等と以て其まりしもいへりこれハ支まりける
むそへし称ともとを所役ハ諸家へ通しあてと

務の定まこ請問書を調ふつきし也またなかふ
禁裏へまゐる料を事まりのうちと務くたり
調ふ所なりといへとまた又入朝の由ほ官あまま
行ともまきし所職を諸家へ務くる料のこ
ら事ある監定しそれくの品をも定むる所
職ふしくに同明流のうち務くる所也

貢馬奉行

吾妻鏡云建久六年七月廿六日戊申貢物馬

進發事寄於御上洛供奉不可存懈緩儀之
由今日面々被仰付云々仲業奉行云々
又云建長四年十二月十二日壬辰申一刻始
御馬御覧薩摩七郎左衛門尉祐能為奉行
云々　按ことに上二條ハ鎌倉将軍家のことなり
齋藤親基日記云寛正六年十二月廿九日貢馬
奉行治部河内守国通　貢馬御成如先々自風呂直御
成也

又云文正元年十一月十三日貢馬御成也云々
中略　貢馬奉行治部河内守国通　按ことに上二條ハ
京都将軍家のことなり
按貢馬御覧のことハ毎年の冬内裏へまいらせらるへ
き料の馬を将軍家内覧ありし式にて
年毎に其年の十一月ハ例のことく京都へ引のほせらるゝ
なりし也鎌倉殿の時ハ殿中にて此式ありし
足利殿の世にいたりてハ貢馬の事にて御成ありし

かしこまりて廿年あり　但そのはじめのほとは厩中こ
のち文治年中よりそのまゝ代々経る
ことなりき皆くまつらさるしくまうち人の
内より貢馬まいりを以ての定めたる毎日の菓子を
さしなさるゝ処うしるん大名諸家らの料乃るを
ひくとよるよる京都へたてまつる事あ
相ありて何ならん沙法きしもる事也とそ
より此職ちまはあるゆゑに貢するまいりとらへ候

室町家の時よりそのまゝ相つとめ候也

旬御鞠奉行

吾妻鏡云建暦二年三月一日戊申可有旬
御鞠之由今日依被仰出人々不顧藝之堪
否成競望云々武州為奉行被清撰人數云
云六日癸丑幕府御鞠始也将軍家御布衣令
立給武州時房匠作泰時重胤朝盛朝直以下候
之

又云正嘉元年六月一日甲申御所旬御鞠
也為一條侍従定氏奉行催人々云々
又云弘長三年正月十日辛卯為和泉前司
行方奉行被定旬御鞠之奉行皆是所被撰
堪能也云々正月四月七月十月上旬冷泉
中将隆成〔茂〕朝臣右馬助清時出羽前司長村
中旬越前前司時廣中務權少輔重時備中
守行有下旬足利大夫判官家氏武蔵五郎

時忠下野左衛門尉景綱二月五月八月十
一月上旬二條少将雅有朝臣刑部少輔時
基後藤壹岐守〔前〕司基政中旬彈正少弼業時
越後四郎顯時佐渡大夫判官基隆下旬左
近大夫将監時村三河前司頼氏周防左衛
門尉忠景三月六月九月十二月上旬二條
侍従基長相摸三郎時輔佐々木壹岐前司
泰綱中旬中務權大輔教時秋田城介泰盛

信濃判官時清下旬左近大夫将監公時木
工権頭親家城四郎左衛門尉時盛

按御鞠始といふことは鎌倉殿の時より足利殿
の世まで連綿として毎年正月に行なはれき
恒例の御式なりしを鎌倉殿の時には旬の御鞠
とて正月鞠始行はれしより月ごとに此事或
具行はれ公家武家堪能の輩を役に召され
其中わきて殿上人少将家の門族及堪能人の門
業に堪たる人を召して旬の鞠を行はせ定めて堪
能の者を撰ひ人数を定めて其より始めて時々の
事となりて行はせしめられしなり室町殿の世までも御鞠
始ありて公家武家の輩被召候ことも旬の御鞠
といふは此定めも又其を行ひとしてもみえされは
其の定めたる事はなかりしなるべし

相撲奉行

曽我物語云 相撲條 古はすまふといふ事は人もと思ひけり

ゐてさゝか若さかりのほと鷹かりに川かりのかへり
足よくちからわさもまさりたるころおもしろき
若き人々ともなひ其様へ見てあそひけん見物に
はら人やあらんとてひきれは川の末の結人に
し流れ入て居たるやうきんみえけるたゝよなり年
石ころたゝしの瀬口よりのとあひさいのや石卯度は
てゝより様へたる其ところあひころれ力ときけさも
あらは入道おとくきやうしよたゝんとて　中略　河

津思ひきるふハまさのきさきつるよかとさしける
力さらくハおかりたりきる人これたくまとひき
まさ酒りとひたるおくしけるゆゑきあるへし
今ハ度ハよろもたのましき物をと思ひきまれ
心残りつゝ思ふ由かさんりかまさの八まさふの大く
んつとるま二年やさ年の祖り三年の旨見やさよ
年きは由ふになりし一度もふかくひとしれぬまゝ也
そのなよみん門の内めるよかゝる日ふん一書の名

ちとえらるすまひあり今はこともとまらく物のてゝ
なくまうさん事はふるくより所ありしと思へハ
二度めまてハさしよりさられいひ成はらんとめて
にありしまてさう人のよまをしかけれきさと
つゝきて入てまち候

吾妻鏡云建久三年八月十四日甲寅於鶴
岡廻廊外庭放生會相撲内取手被召決云
云藤判官代爲奉行云々

又云建永元年六月廿一日辛未於御所南
庭覧相撲相州大官令（廣元）等被候上南御簾其
後各進庭中央決勝負朝光奉行之向後可
奉行相撲事由云々

同島津家本云安貞二年八月十一日辛亥
於南庭放生會被始相撲内取次有經頭遠
藤左近将監奉行之此叓先例有無粗雖及
其沙汰縡未定以前早被召決

吾妻鏡云建長六年閏五月一日壬寅相州
隨身下若等參御所給將軍家出御廣御所
御酒宴及數獻近習人々被召出之各乘醉
于時相州被申云近年武藝廢而自他門共
好非職才藝事已忘吾家之礼訖可謂比興
然者弓馬藝者追可試會先於當座被召決
相撲勝負可感否御沙汰之由云々將軍家
殊有御入興爰或逐電或令固辭為陸奥掃

部助奉行於遁避之輩者永不可被召仕之
旨再三依仰含十餘輩愁及手合不撤衣裳
長田兵衛太郎被召出候砌判申勝負是非
依為譜代相撲也一番 持 左三浦遠江六郎
左衛門尉右結城上野十郎二番左大須賀
左衛門四郎右波多野小次郎三番 持 左澁
谷太郎左衛門尉右撿牧中務三郎四番左
勝 橘薩摩余一右服部彌藤次五番左 勝 廣

澤余三右加藤三郎六番持左常陸次郎兵
衛尉右土肥四郎勝并持者被召御前賜御
劒御衣等雲容取之員者不論堪否以大器
各給酒三度御一門諸大夫等候拘凡有興
有感時壮観也 按以上吾妻鏡口條を援鎌倉将軍家乃事なり
安土日記云天正六年八月十五日江州國
中京都之相撲取千五百人安土へ被召寄
御山ニテ辰ノ刻ヨリ酉ノ刻迄トラセテ
御覧候各我手ノ者共ヲ被召連則御奉行
被成ルヽ御人數津田七兵衛堀久太郎万
見仙千代村井作右衛門木村源五青地與
右衛門後藤喜三郎布施藤九郎蒲生忠三
郎永田刑部少輔阿閉孫五郎行事ハ木瀬
藏春庵木瀬太郎太夫兩人ナリ小相撲五
番打人數之事五番打江南源五京極内五番
打深尾久兵衛木村源五内同勘八布施藤九郎内小者同

地藏坊久太郎内 同麻生三五後藤内 同藪下蒲生中間
以上大相撲三番打人數之事三番打木村
伊小助木村源五内 三番打績井次兵衛瓦園内 同
山田與兵衛布施藤九郎内 同麻生三五後藤内 同長
光同青地孫次郎同ツカウ同東馬次郎同
タイトウ同圓浄寺源七同大塚新八郎同
ヒシヤ以上大形相撲終リ既ニ及薄暮ニ永田
刑部少輔阿閉孫五郎強力ノ由連々被レ及ニ

聞召兩人ノ働御覽セシラレ度被ニ思召ニ右御
奉行衆ノ相撲御所望也初ニハ蒲生忠三
郎万見仙千代布施藤九郎後藤喜三郎ト
ラレ後ニ刑部少輔阿閉暫ク手合ニテク
マレ候勿論阿閇器量骨柄勝レ候テカノ
強キコト隱ナク候ヘトモ仕合候カ惣別強ク候
カ刑部少輔勝相撲也其日ハ珍物調ヘ終
日取替々々御相撲取ニ下サレ候度々能

相撲仕候者被召出人數之事東馬次郎夕
イトウツカウ妙仁ヒシヤ助五郎水原孫
太郎大塚新八アラ鹿山田與兵衛圓淨寺
源七村田吉五麻生三五青地孫二郎以上
右御相撲取召出サレ何レモ熨斗御腰物
大小二ツ宛幷呉服上下御知行百石宛私
宅等迄被仰付都鄙之面目忝次第ナリ八
月十七日播州ヨリ中将殿被納御馬九月

九日安土御山ニテ相撲トラセ中将殿北畠
殿御見物

室町殿相撲之條 八月十五日寿次云八人とも
めしよく今度もすまひとヽしてせられ御出之しるの
用之侍人〻すまひ仰出されけるにて取て相撲有
河の冊州ともなされとも申付るもの并れも致申し
とり申されけるに去程に湯作泥為種
扨数多白川山科醍醐色よ申し者所々作の

取手にも我もしくおのつから秀吉公の御
手にも百人ちからいそし来たるをはしめける
請方乃者ともは勇者のたくひ二三百人なしし八
なかりき
相撲の節は相撲しかのミ年中乃七月に
行なれし後武を好む世よの代をかさしれけり
武家よも恒例の式とれハなれましきしかも勝負
角力と行なる事をあらためここを定め

られけり吾妻鏡にも見えたる如くいにしへ
より相撲人ともいふ者は皆武家の家人の内
力あるものの撰ばれて角力とハせられき
しかるに武家の剣業の外には法師の武士も相撲を
小役なれハおのつから盛んと続く
ことなれ これよりまた行はるのかかりれし事
元和
行なはの頃行はれしか後ニ相撲の
者を大小名もちて人にしては武行とか
四方にもその家ともいかにもあひしくめ[illegible]

室町殿の世まても相撲の事ハさかりなりしにや有けん
さるを天下みたれてハ定かならす云難し 其かみ鹿苑院殿 慈照院殿
なとハ相撲を好ませ給ひしとそ 又それより後まて代々も行ハれし
かとも 世の中みたれたるによりて武家の相撲ハさたかならす 法住
乃大名家にて殊に此事を好まれけるにより 鎌倉殿の御時よりも
其世にてハしはしハ相撲奉行の職を置かれし事ハ府にも
さま〳〵記されたる事とみえ 御代の織田右府の代に至りて
ハ大名家にも相撲を好まれて相撲人と抱へ
相撲に力を用ひ名ある人もおほかりけるにや
其頃にハ相撲の事をも勤めし相撲人の内にも名高き者あり
武家名目抄第卅八冊
職もいとさしき世まてくも家々よ相撲人
と召しかゝへしたるもありしかと今にもあまねく世にあらはれし本とて
今ハあまねくかくの如くありしといふ 越前小浜にて
支配方といふ武百石の知行の相撲人 浪人
まりなりその世よ名高き取手ありて相撲
取ひとりまた水によりて給はりし相撲人
とやしあひを家も
またなきにありしとか

国立公文書館
National Archives of Japan

御元服惣奉行
御昇進奉行
御拝賀奉行
御判始惣奉行
御産所惣奉行
嫁娶惣奉行

御元服奉行
御拝賀惣奉行
御吉書奉行
御判始奉行
御産所奉行又称御産所右筆

武家名目抄第卅九冊

職名部廿二

御元服惣奉行

御元服奉行

吾妻鏡脱漏云嘉禄元年十二月廿九日乙卯若君御方御首服申刻於二棟御所南面有其儀後藤左衛門尉基綱今日為奉行也出御時刻二條侍従教定奉扶持之武州陸

奥守義氏已下被著侍座次元服雜具被置之駿河守候陪膳周防前司親實右馬助仲能等為役送理髪加冠武州御名字頼経前春宮権大進俊道朝臣撰申之

吾妻鏡云寛元二年四月廿一日辛卯今日将軍家若君六歳御名字頼嗣御母中納言親能卿娘大宮局御元服也依被用嘉禄之例前佐渡守基綱奉行之

鹿苑院殿御元服記云御祝儀式次第應安元年四月朔日云々奉行攝津掃部頭能直松田左衛門尉貞秀齋藤太郎左衛門尉利治負加冠以下役人奉行人等皆著白直垂

普廣院殿御元服記云正長二年三月九日乙卯亥剋刻御元服云々奉行攝津掃部頭滿親齋藤加賀守基貞松田八郎左衛門尉秀藤加冠以下役人奉行人等皆著白直垂仍御祝砌各一腰進上之則於御前御劔各給之

又云抑御元服奉行事二月十五日被仰付以来兩三人洒掃秀藤基貞每日出仕上管領伺事篇目依事繁不及注之就中記録事基貞秀藤各以草案持參摠奉行所託秀藤之記分神妙也云々事外被甘心了 按惣年りとは波頭をいふなり

康富記云文安六年四月十六日丙寅是夜
室町殿義成左馬頭御元服加冠細川武蔵守勝
元也管領理髪細川民部大輔云々即御立烏
帽子被ㇾ召也攝津掃部頭之親持ㇾ参之渡ㇾ理髪理髪渡ㇾ加冠人云々云
云奉行攝津掃部頭之親布施民部大夫貞
基也

光源院殿御元服記云天文十五年十二月
十九日壬寅於坂本樹下宅公方左馬頭義
藤朝臣後被ㇾ号ㇾ義輝ㇾ御元服之次第役者之定御
元服惣奉行攝津守元造朝臣因ㇾ舊例ㇾ勤ㇾ之御元
服奉行松田丹後守晴秀飯尾大和守堯連

中略
御元服奉行両人何モ大帷子也

澤蔵河弥三郎入道書云御元服以下條々（清殿より る御元服の御役人家にあり）

按将軍家御元服の時何かし（奉行の）役人をさた
めらるゝ事ハ鎌倉殿の時より評定引付
衆元の職掌なくハあらしかりしと両家に尓蔵
と定まれるにもあらなく又忠すめしといふ名のみ
えさるへしとと足利殿の世となりてハ評定衆
の内伊勢氏代々御元服の事をもはらとすなり
本役を勤むると称せし又一族外にありて乃ち
役人の内よりて役人をさだめらるゝ事ありしと其
事に従ひしかば御元服をつとめしと見ゆ
この二人を両家の定まれるにはあらず其への事
りより台命をうけてことにつとめしなり

御昇進奉行
松田貞秀記云應安元年四月十五日御元

服云〻奉行攝津掃部頭能直松田左衛門尉貞秀齋藤太郎兵衛尉利貞廿七日御評定始奏事 寺社三个條伊勢石清水安樂寺俗別當 貞秀同二年正月一日任征夷大將軍給同五年十一月廿二日御判始 御歳十五 今日奏事石清水八幡宮御奉寄越中國姫野一族跡事 一个條 奏事貞秀同六年十一月廿五日除目 御歳十六 任參議給 兼左近衛中將勲功之賞 叙從四位下御位署就御

吉事可被書始之由云〻被獻神寶等石清水其狀爲貞秀奉行、上之同廿七日被獻之應安八年二月廿七日改元 永和元 三月九日武家御吉書 自政所進之如常 永和元年三月廿七日石清水八幡宮御社參 如常御代始 同年四月廿五日御參内始奉行貞秀周清 門真少外記 自御誕生之日至于今每度御祝貞秀奉行可謂御佳例欤大將御拜賀行幸御供奉大

国立公文書館 National Archives of Japan

臣大饗以下毎度于今奉行之記録公方諸
家在之不及注之
松田長秀記云延徳二年七月五日丙辰義
材任征夷大将軍給次御判始云々於御前
管領御太刀進上之一腰直幷領之摂津掃
部頭御太刀進上之一腰幷領 役伊勢次郎左衛門尉貞
頼
二階堂三郎左衛門尉尚行一腰進上之
一腰幷領 役同前 長秀 御昇進奉行 一腰進上之幷

領 同 飯尾左衛門大夫為規 御吉書奉行 飯尾大
蔵大夫兼連 御祝奉行
恵林院殿将軍宣下記云 延徳二年七月五
日丙辰将軍宣下次参議幷左中将次従四
位下次御判始云々 摠奉行摂津掃部頭政
親 浅黄裏打 自兼日被仰付了右筆松田丹後守
長秀 同 依為応安例昨日 四 奉行計被仰付
了御祝奉行飯尾大蔵大夫兼連 浅黄大帷

按ニ御昇進ありしの名ハ以前の職より一等留あ
るしまや不足ありけるしてこうらなりけれバ
将軍宣下ハ是よりで任大臣任大将なとあり
おもふるに御法ありし家ニ乃多くへまし以て披
なりけるあり人の内小一ちの職掌ありて有んしや
論をまうしけし知るなかり足利殿の世
ニなりて鹿苑院殿誕生ありし時松田貞秀
御産所にて出致しまへし又御元服の事ありしまゝ
うき給きまし御法ありしを吉例とせられしや
任官大饗拝賀評定始御判始なとまて貞
秀まてりきそ一ちの職掌ハ長秀記ニ以て申留
れ昇進まりにあらしりてて此の事室町家まて
ニ何ことにも鹿苑院殿の例ニ因准せられ申候
大松田氏代々ニ流まりしをうき御判ありしか
なしりかなし数べし

御拝賀惣奉行

御拜賀奉行

吾妻鏡云建保六年六月廿七日丁卯将軍家任大將御之間為御拜賀參鶴岳宮給畢早旦為行村之奉觸申可有御拜賀之由於下向雲客等云々十二月廿一日己未将軍家為大臣拜賀明年正月依可有御參鶴岳宮御裝束御車以下調度等又自仙洞被下之廿六日甲子為大夫判官行村奉行御拜賀供奉隨兵以下事有其沙汰云々

花營三代記云右大將家御拜賀散狀并路次儀（康暦元七廿五 御出申二點）云々家司總奉行攝津掃部頭能直奉行人松田丹後守門真權少外記松田修理進齋藤四郎右衛門尉飯尾右近將監中澤次郎左衛門尉飯尾齋藤筑前五郎左衛門尉

普廣院殿御元服記云永享二年七月廿五

日大將御拜賀 中略 摠奉行攝津掃部頭滿親
飯尾肥前守為種松田八郎左衛門尉秀藤
中澤次郎左衛門尉秀季 總雖為微恙任御嘉例參勤
觀音寺相國記云永享二年七月十六日今
日渡御三寶院御小直衣御車也御拜賀 幕下
御習礼於此門跡任康曆佳例可有御沙汰
之故也廿五日御拜賀也新中納言 親光卿 每
事申沙汰也武家之儀者攝津掃部頭滿親

朝臣 著束帶行立中門下其外武家奉行人等同所徘徊也云々 依康曆御
例申沙汰也但就執柄以下意見被置奉行
家司藏人權右少辨嗣光也鹿苑院殿大將
御拜賀 初任 之時節者猶被用古儀歟御任槐以
來偏被攝 摸 家之儀至勝定院殿御代面々
奉行之處今更立歸可被略之條不可然之
由及御沙汰之故也
慈照院殿拜賀篇目云康正二年四月三日

藤中納言（永豊）為御使來御拜賀條々於來月
中者一向不可有其沙汰仍今月中悉可被
仰定其分可存知之申承（畏）了之由（中畧）一武家
奉行人事四月十四日伺申之時攝津掃部
頭之親飯尾下總守為數也此外猶可相加
歟之由可尋攝津之旨有仰後聞松田丹後
守相加之了　（按此記ハ中山大納言親通卿の記なり親通ハ當時武家傳奏たり）
又云武家奉行人攝津掃部頭之親可致沙

汰條々注折紙遣之（六月五日也　左馬助説輔）使御拜賀
條々一供奉人等御訪用脚事一御後官人三
人事一衛府侍十人事一帯刀十二番事一
御路掃除并浮橋事一地下前駈番長一負
御馬十四匹事此内番長自御厩被出立自
飯（餘）諸大名召進之一同御總（被付連署）十四具事
一移鞍四具事以上先度所見如此此外一
騎打人々事侍所供奉并辻固事同申御沙

汰候歟政所奉行可ㇾ致沙汰條々注ㇾ折紙遣ㇾ
飯尾下総守爲數許ㇾ六月五日也　一御拝賀條々　一
鋪設翠簾長莚等事　一隨身所慢事　一御笠
持并御笠袋御茵等事　一御沓御沓柳筥事居ㇾ御沓ㇾ
柳筥事也於ㇾ御沓ㇾ者藤少納言沙ㇾ汰之ㇾ也　一
松明事以上
親長卿記云文明十八年七月廿九日今日
室町殿右大將御拝賀也兼日日次廿三日延引廿六日又延

引今日治定畢家司右中弁政資朝臣觸ㇾ之　總奉行二階堂山城
大夫判官政行右筆飯尾大和入道宗勝中
澤備前前司之綱松田丹後守長秀

按武家拝賀のことは建久元年右大将補任
の時始まりしか其ことは公家の式に准せ被
行しものなりき夫より一世十儀をかね同
意不論て慶賀を奏されしかとも後建保
六年右大将拝賀の際之実朝…

行なはれけれハ庵從の号を醍上人と鎌倉に
下向し鶴岡の社壇にて和歌ありしより
関東にて和歌のさかんなるこの時に始れり
其儀式容易ならざりけれバなり人乃内さる
管者うちあらためて内外乃ことを
例法をさだめられ後年宗匠にて和歌なりけれ
職掌なり足利殿乃世となりてハ柳営を
京師にさだめたまひて御所と号しけれ

ありし内裏にて連歌の儀を行ひ給ひ
とも復古中にも康花院殿ハ宗匠を
まうでまゐらせしかバ殊に式を尚さるゝ大儀と
いはれける事なりしハ康暦元年に大將連歌乃
時宗匠の長老となりし梅城氏をもて宗匠を
統領せしめられたる事なりと称しさてたる人
の内飯尾松田中澤の輩数三人をもてその副
とらしめしよしなるゝ此年一定なりしまゝ

摂津氏の人世々書奉行をつとめ給ひけれ
ことあきらかならぬに、その奉行も大かた康暦
の例に准しかうかゝるへしといへり
應仁乱後にいたりては二階堂氏の者奉行
を勤仕ありしとかや近ころは永享評定の
世系なかりしかは今に絶し

御吉書奉行

吾妻鏡云正治元年二月六日戊辰羽林殿（頼家）
下去月廿日轉左中将給同廿六日宣下云
續前征夷将軍源朝臣（頼朝）遺跡宜令彼家人郎
從等如舊奉行諸國守護者彼状到著之間
今日有吉書始北條殿（時政）兵庫頭廣元朝臣三
浦介義澄前大和守光行中宮大夫屬入道
善信八田右衛門尉知家和田左衛門尉義
盛比企右衛門尉能員梶原平三景時藤民
部丞行光平民部丞盛時右京進仲業文章

生宣衡等到着政所善信草吉書武蔵國海
月郡事云々仲業加清書廣元朝臣持參之
羽林於寢殿披覽之給（按吉書を清書する所役を後ニハ以テ吉書[illegible]）
又云建仁三年十月九日甲辰將軍家政所
始也別當遠州（時政）廣元朝臣已下家司各
衣布
等著政所民部丞行光書吉書令圖
書允清定成返抄遠州持參吉書於御前給
之後有垸飯盃酒之儀（按行光ハ政所執事なり）
又云建保六年十二月廿日戊午去二日將
軍家令任右大臣給仍今日有政所始右京
兆并當所執事信濃守行光及家司文章博
士仲章朝臣右馬權頭頼茂朝臣武藏守親
廣相州伊豆左衛門尉頼定圖書允清定等
著布衣列座清定為執筆書吉書右京兆座
而覽吉書參御所給路次行光捧持之從于

京兆御後将軍家故以出御南面階間覧之京兆持参彼吉書於御前給京兆又令帰政所給被行垸飯云々

按政所別当ハ従ひて吉書を執奏まつる後ハ年始の儀式となり京より三條ゟ鎌倉将軍家の事行ありて西後まて継るの

花営三代記云応安元年三月一日齋藤四郎右衛門尉可参侍所之由被仰出之改元吉書施行武蔵相模伊豆持参之齋藤四郎右衛門尉于時政所執事代五年十一月廿二日将軍家御判始御年十五執権武蔵守頼之朝臣著直垂浅黄摠奉行治部少輔高秀同右筆松田左衛門尉貞秀同合奉行齋藤四郎右衛門基兼装束白直垂御祝事一番御吉書七ケ国於寝殿西間政所沙汰進之山城三郎左衛門尉元栄持参于時政所山城中務少輔入道行照法躰之間以元栄勤仕之右筆齋藤四郎左衛門尉基兼政所執事代齋藤右衛門入道玄観法躰之間以男基兼勤仕之御吉書以後於当座御一所被聞食三献

次御評定被始行之次御恩沙汰云々其後
於内々御祝雑掌管領沙汰之自御所揔奉
行并右筆合奉行下賜御馬按こゝに合まりとあるハ太郎ハ吉書
まり
なり

康富記云寶德元年四月廿九日己卯被行
吉書儀管領着殿上被行之頭人波多野二
階堂問注所町野摂津掃部等也奉行布施民
部大夫貞基等皆淺黄直垂重大口云々

齋藤親基記云應仁元年三月六日昨日改
元應仁菱中納言勘進之一寶頒礼部出仕裏
打一巾吉書奉行治河國通一巾硯役改所
伊勢兵庫
助貞宗

松田長秀記云延徳二年七月五日丙辰義
材任ニ征夷大将軍ニ給次御判始公方様御座南面
管領著座御吉書七ケ國被成ニ御判二階堂三郎左衛
門尉持参政所當日承候大惟計云々長秀御昇進奉行飯
尾左衛門大夫為規御吉書奉行飯尾大蔵大夫
兼連御祝奉行
恵林院殿将軍宣下記云延徳二年七月五
日丙辰将軍宣下云々次御判始宣下事終

之後被執行之御吉書右筆飯尾左衛門大
夫為規白大帷七个國武蔵相摸伊豆駿河甲斐出羽陸奥文章
同前下武蔵國仰三箇條一神事右神之為
神以人之祭祀人之為人以神之加被因茲
守式目専如在礼奠限永代為不朽之勤行
焉一農桑事右國者以民為基民者以農為
天谷勵池溝堰堤之勉宜致稲穀紬絹之備
矣一乃貢事右諸國之濟物任土之貢賦早

守每年之所當可致合期之進納焉以前三
个條所仰如件以下延徳二年七月五日御
吉書七通入葛籠為規今月二日巳刻渡侍雜
仕當日雜仕持參之列居葛蓋御硯等渡御
硯役二階堂山城三郎左衛門尉尚行大帷請
取之直持參于御前被加御判之後給之相
退如已前渡雜仕了
光源院殿御元服記云天文十五歳御元服

當日十二月十九日翌廿日新将軍又御出
座定頼朝臣以下評定衆如前各著座各令
披露次第飯尾大和守尭連松田對馬守盛
秀飯尾彦左衛門尉盛就中澤掃部助光俊
松田九郎左衛門尉頼隆松田次郎左衛門
尉頼忠其次座ヨリ晴秀出テ披露又著座
尭連盛秀ハ大帷子ヲ脱テ各奉行衆ノ如
ク裏打也盛秀ハ御吉書奉行ナル條大帷

子也（按已上六條ハ京都将軍家乃事なる）
鎌倉年中行事云御吉書多分二日也但日
限不定關東御分國ヲ被註執事代ヲ召具
シテ政所有出仕可有御判物ヲハ執事代
持參御硯ヲハ政所之子息持テ被參時御
判有其後又執事代參御判物ヲ給政所ノ
子息參テ被罷出タル後先御式三献アリ
式三献過テ後政所御劒進上別而有御酒

被レ下二御剱一也

按ずるに吉書始は建久二年に政所にてその
事ありしをもとの根元と見えたり後将
軍家政務相續の時も勿論任官移徙政
元なとゝもに此政はじめなりしかはかならす
すなはち事始なりけるなりしかはその二日政
所執事代にしるし其他の奉行人等までも吉書
乃右筆をいふ不役をうけ給りて吉書を

清書すこれはいはゆる内の吉書ともいふなり但
鎌倉殿の時はいまだ内吉書ともいはず名
もなくかくてありし人の内々のこと其職掌はあらず
を足利殿此世となりて其名目ハ出来けれ
けり抑此吉書といへるは慈林院殿将軍宣
下記にみえたる如く神事農桑乃貢の事
條を書立て将軍家の御判をすへ奥書乃
奉ゝへ下さるゝ旧例なりき鎌倉の足利家に

御判始總奉行

凡この作法は大かた京都の准據なりけると
云傳ふ毎年正月に吉書始を行ひ給ふな
らひにて其外にも行はせられしよしは家
古田にも見え殊式のことかく定まりにけりといへども志ら
きこえしかは何事なし　京都将軍家にては正月
ことにて吉書始行ひと
云傳ふ年始の賀儀を述られし内書を細川家へ
遣はされしこと有しかばそれをも吉書始といひしな
りと本文に見へ京の吉書始と名
目は同じけれど其さまは異なるべし

御判始奉行

花營三代記云應安五年十一月廿二日将
軍家御判始（御年十五）執權武蔵守頼之朝臣（著直垂浅黄）
總奉行治部少輔高秀（同）右筆松田左
衛門尉貞秀（同白直垂）合奉行齋藤四郎右衛門
基兼（装束白直垂）次御評定被始行之次御恩沙
汰云々石清水八幡宮御寄進以越中國姫
野一族跡御奉寄之彼御寄進状於當座礼

部渡進執權於別座施行判畢同夜被召八
幡御師御寄進状并御施行被仰渡畢其後
於內々御祝雜掌管領沙汰之自御所摠奉
行并右筆合奉行下賜御馬自管領摠奉行
銀劒一腰馬一匹置鞍、送了 按右筆とあるハ内判始なりを以し合なりとあるを内書なりを見ゆなり
惠林院殿將軍宣下記云延德二年七月五
日丙辰次御判始宣下事終之後被執行之

摠奉行攝津掃部頭政親 浅黄裏打 自兼日被仰
付了右筆松田丹後守長秀 同 依為應安例
昨日奉行計被仰付了
光源院殿御元服記云天文十五年十二月 歳
廿日若君義藤朝臣征夷大將軍從四位下
禁色昇殿宣下有之同日新將軍御評定始
御判始等有之御評定始闔役松田九郎左
衞門尉賴隆奏事飯尾大和守堯連御判始

奉行松田對馬守盛秀云〻新将軍御出御
著座其後各〻著座有テ御判始有之御物
七通ヲ硯ノ蓋ニ入伊勢守貞孝持參シテ
管領代定頼ニ渡サル定頼又御前ヘ持參
御判スヱラレ畢テ管領蓋ニ入貞孝ニ被
渡之貞孝持テ出侍雜司ニ被渡之奉寄御
判物侍雜司ヨリ康定請取持參御前ニ置
著座御判スヱラレテ後又罷出康定取申
サル次御硯取申ス侍雜司ニ被渡御判物
ハ元造朝臣取テ管領ヘ渡善法寺ヘ管領
被渡之 按元造ハ摂津守なり御元服奉行なりしかは
御判始奉行なりしをも役し盛秀か御判始
なりて御吉書なとも清書せしとみえ
謂も盛秀なと御吉書なとも有しは必しもなかるへし
按御判始の後ハ必吉書始と云ことを
なす事ならし政務の始を執行なるゆへにハ御
判始といへる昇進移徙改元なとの時〻に
行なはるゝをは御吉書始といふ事かはれるなり

鎌倉殿乃世まてハつねの事ハ異なる別なけれハ更に今て
吉書始とのミ云しを足利殿の時よりなりて
そのころよりハ家々にもおこなハるゝか如く其式を
しるしあらはしたり後ハこれにて何事も微細になりぬる
からはじめ政務始の時の例をもて神社仏寺の領を寄
附せらるゝ御教書をしも下さるゝ又神領の沙
汰なとをも裁判せらるゝ事も判始ともいふ判を
よりハ神事農桑乃貢の三條を記して吉書

諸國へ下さるゝ文書をも吉書とよふ事もあり後乃ま
とくなるまゝにそのほかの程の判始とか吉書始とか
格別の規式のやうになりしなりされハ普廣
院殿よりはしまりて元服なと有る時の吉書始ありて
将軍宣下の後の判始の事あり代々例となりて
しける事へし 普廣院殿の元服ハ後記ありし也 抑中古より
評定始のうきかミ家に必すくえ元ハ定まれる数
家とてもなかりしか普廣院殿よりの後まて

梶原氏に限まで殿如くなりけむ又さし次まの
まゐらる藤原の例なく世々松田氏のうち給
ちゐ田大さとみえぬめでたし殿

御産所惣奉行

御産所奉行　又稱御産所右筆

吾妻鏡云壽永元年七月十二日庚辰御臺
所依御産氣渡御比企谷殿被用御輿是兼
日被點其處云々千葉小太郎胤正同六郎
胤頼梶原源太景季等候御共梶原平三景
時可奉行御産間雜事之旨被仰付云々
又云建久三年七月四日甲戌御産間御調
度等今日調進于御産所三浦介千葉介等
差義村常秀令奉行之亦被定鳴絃役人等
梶原源太左衛門尉景季奉行之
又云仁治元年三月七日辛未将軍家若君
御五十日百日也於寢殿南面有其儀信濃

民部大夫行泰布衣為奉行
又云文永元年十一月十六日癸巳午尅御
息所御著帯御験者大納言僧正良基醫師玄
蕃頭丹波長世朝臣御陰陽權助政茂朝臣
宿曜師大夫法眼晴尊也太宰少貳景頼奉
行之廿三日庚子今日御息所御産御祈以
下事被施行之奉行太宰少貳景頼出家之
間縫殿頭師連奉之二年九月一日丙申辰

剋御息所有御産氣群參人々不知其數中略
縫殿頭師連式部太郎左衛門尉光政等奉
行此間事云々　按已上四條は鎌倉将軍家の事なるへし
天正本太平記云直義室産條直義室貞和三年二月九
日直義室著帯ナリ其儀又嚴重ナリ御帯
ノ加持青蓮院二品親王尊圓使ハ兵庫助
高階重直御産奉行粟飯原下総守清胤ナリ
康玄法印記云觀應二年三月廿四日相公

義詮
羽林御着帯加持事奉行中条刑部少輔
二階堂能登守右筆松田右衛門尉白井彈
正忠彼奉行中之以御使申之子細云々
來月七日於千可有御着帯之由帯持参之使
者可参入兼日有御存知之由云々
松田貞秀記云自御誕生之日至于今毎度
御祝貞秀奉行可謂御佳例歟大将御拜賀
行幸御供奉大臣大饗以下毎度于今奉行

之云々 按貞秀ハ宝篋院殿より鹿苑院殿まて
の奉行なるへし此誕生とは鹿苑院殿乃誕
生をいふ
なるへし
義勝
御産所日記云寶篋院殿様御所若君御誕
生永享六年二月九日寅刻天晴風静也御
産所波多野因幡入道元尚宿所鷹司西洞
院随役人奉行二階堂大夫判官之忠右
筆松田對馬守貞清九日御衣様御座之時
緒
御胞衣綺之次申御座 白御竹刀數二段

二階堂大夫判官之忠進上之白直垂着御
産所之十ヶ日晝夜祗候ノ輩鳴弦役人姓名
略之二階堂大夫判官之忠松田對馬守貞清
此兩人者毎日出仕祗候候ハ退出云々
又云於御産所御宿初之事者九ヶ月ニテ
アルヘキ也抑八月ニテモ十二月ニテモ御
宿ハ始御沙汰アルマシキ也御産所ノ御具足
等兼日出来アルヘシ或御湯殿或御産アル

ヘキ御産所或御屏風御押桶御机帳
以下御産所ノ御具足皆々調出来アテトヽ
ノヘラレテ御宿初有ヘシ御宿初アリテ後ハ
御産所ニ聊モ作事アルマシキ事也竹打
ノ一モウツヘカラス如此記録ハ悉皆同
右条ノ方ニアルヘシ自然心得ノタメ注置
者也
又云當御所様義政御産所方御役ヲ勤申子

細工守家カ祖父当定康苑院殿様御誕生
勤仕タリシ御先例也同役人惠幸仲右京
御蟇目役御鳴弦役等ヽ此時ヽ人数下云ヽ
（按ニ当家ハ醫師大膳亮ニテヽ）
又云享徳三年七月十二日御姫君御誕生
役人二階堂大夫判官松田丹後守（已下姓名略之）
同年正月九日御姫君御誕生役人以下事
同前長禄二年後正月廿七日ヽ御姫君御
誕生役人以下同前三年正月九日夜卯辰
ノ間御誕生役人者同前
又云天文巳年十一月一日戊午御産不如意故
依先例二階堂中務大輔有泰被仰出則御清
入云々御産所不吉方并御腹帯日次有泰勘進
也十七日ニ相定ヽ役者依先例可相勤之由被仰出
了右筆松田丹後守晴秀（已下略之）十二月十九日就御産
所御祝方御用途之儀ニ被成御下知國ニ細川右

京大夫度河内線朝臣越前守也清々不知
清座家以後要脚未来年十二月以前任先例
可被致其沙汰之由所被仰也仍執達如件天
文元年十二月十九日　前丹後守時季　中務
大輔有泰　諸国　同前　同年正月十二日段銭越前清
下知遂今年之彼状云清座家以役成清用
脚事任先例、、其沙汰由所被書載之人々
也以関出存知委細境水之郎可下知旨達

言正月廿二日　二階堂中務大輔殿　松田丹
後守殿　宗淳　右唐去法下紀ヨリ七條右
京都御軍家のまはり打計
扨此座本なりといふ職名ハ足利殿の時
より起りし家名なれと鎌倉殿の世よりもあり元
乃所職としてこそ座所の沙汰をうけたまはる
ものなりしにや知れまし　なり足利殿の代と
なりて鹿苑院殿源生の時評定衆乃内
中條二階堂の支職をさへをとめしけれ

役人の内より松田白井此二氏さしはなつ
事とりあつかひありし佳例となりける
二階堂氏ハ世々の奉行職なりしとなん
松田氏ハさしつきて此ことわりを命せられしとな
伊勢氏と称せし室町殿の世を終るまて其
例をハ改免られさりしと聞

嫁娶惣奉行

吾妻鏡云寛喜二年十二月九日丙寅将軍家御嫁娶事内々有其沙汰為助教師貞奉行召親職晴賢等朝臣被仰日次事二人共擇申今明両日中此上不能左右以今日被定之仍被遣件勘文於政所之間為行然奉行如御儲之事令致沙汰云々

豊記抄云よめ入之時惣奉行并内物奉行事此奉行之事何共不存候家之仕様可有之候是非を難申候

披露の儀ハ古今此大礼なれハ納幣よ
り始めて婚儀ともの事ニ至るまて何れも故実
の古実多かるへきなれと幕府ハ以前より大名
諸家ニ至る迄一定の礼法なかりし時ハかくなる流行自
乃内に其ヨリ叙なれハ古今との諸家へ事
以来これなき礼式一定職名乃不見多くのもの
有ハ大かたハ此事なれハ数老ハ用途等乃
事とも事務として表向ハ其不及とも

ハ十分にて今日の見るへからさるやあらさらん今さら
まさに此ほとく鎌倉殿乃時より足利殿乃
世ニ至り評定引付衆元老等事ニ臨ミて
此不役ニ従ひしことなり也

武家名目抄第卅九冊

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan